

令和 2 年 8 月

関係者各位

林業・木材製造業労働災害防止協会京都府支部
京都府労働局登録教習機関京第 7 号
〈登録有効期間 令和 4 年 11 月 21 日〉

はい作業主任者技能講習会のお知らせ

労働安全衛生法第 14 条、同施行令第 6 条第 12 号の規定により、高さが 2 メートル以上のはい（倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷（小麦、大豆、鉱石等のばら物の荷を除く。）の集団をいう。）のはい付け又ははい崩しの作業（荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く。）を行う場合は、事業主は技能講習を修了した者のうちから、作業主任者を配置しなければならないことになっております。京都労働局登録教習機関であります当支部において、下記により技能講習会を実施しますので必要な方はこの機会に受講されますようご案内申し上げます。

記

1. 日程

| 日程 | 時間 | 集合 | 講習会場 |
|------------------------------------|----------------|-------|--|
| 令和 2 年 10 月 29 日(木) ～30 日(金) | 9:00 ～17:00 | 8:45～ | 京都府立口丹波勤労者福祉会館 2F 住所 南丹市八木町西田金井畠 9 番地 電話 0771-42-5484 交通 JR 嵯峨野線 八木駅下車徒歩 20 分 |

2. 受講料等

12,595 円（内訳：受講料 11,000 円、テキスト代 1,595 円：税込）

3. 受講資格

満 18 歳以上で、はい付け又ははい崩し作業に 3 年以上従事した経験を有する方。

4. 申込先

〒604-8417 京都市中京区西ノ京内畑町 41-3

林業・木材製造業労働災害防止協会 京都府支部

TEL 075-802-2991

5. 申込方法

- ①事前に電話で仮申し込みをしてから、受講料を添えて別添申込書を提出(持参もしくは郵送)してください。
- ②申込書には、**写真2枚**(タテ3.6cm×ヨコ2.5cm:ポラロイド不可、コピー用紙印刷不可)を添えてください。裏面に氏名を記入してください。
- ③定員**40名**(一社**5名**程度まででお願いします)
- ④申込書を郵送される場合、受講料は、下記あてにお振込ください。
 - ・京都中央信用金庫 三条支店 普通預金 515060
林材業労災防止協会(リンザイギョウロウサイボウシキョウカイ)
 - ・京都銀行 二条駅前支店 普通預金1055624
林業・木材製造業労働災害防止協会(リンギョウモクザイセイゾウギョウロウドウサイガイボウシキョウカイ)
- ⑤受講申込後は、受講料の返却は致しかねますのでご了承下さい。

6. 申込期限 令和2年10月16日(金) 必着のこと

7. その他

- ①申込者には、後日受講票(ハガキ)を送付します。
- ②当日、本人確認をしますので、受講票と本人確認ができるもの(運転免許証等)をお持ちください。
- ③駐車スペースに限りがありますので、公共交通機関のご利用や乗り合わせなどご協力をお願いします。
なお、満車の場合は自己責任で確保願います。
- ④テキストは講習会場でお渡しします。
- ⑤昼食は、各自用意してください。
- ⑥修了証は、合格者に後日(2週間以内に)郵送します。

8. おことわり

受講の際はご自身のマスクを持参・着用してください。

発熱等の風邪のような症状がみられるときは、受講をご遠慮ください。

当日、上記の症状を確認した場合は退出していただくことがあります。

新型コロナウイルス感染症対策で講習会を中止することが想定されます。中止の場合は事業主様にお知らせします。

また、(一社)京都府木材組合連合会ホームページ(<https://www.kyomokuren.or.jp>)の新着情報でもお知らせしますので、受講生の皆様も確認していただきますようお願いいたします。

受講手数料については振込手数料を差し引いた金額を返還いたします。手続きの詳細についてはメール又は文書で連絡いたします。

***新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、御理解と御協力をお願いいたします。**